

区立保育園の民営化に関するFAQ

質 問	回 答
<p>民営化によって、保育料は変わるのでしょうか。</p>	<p>保育料は今までと変わりません（区へ納めます。3～5歳は無償化）。また、給食費も無償のままです（目黒区では、区立、私立どちらも無償としています）。</p> <p>ただし、延長保育料は、任意のサービスとして位置づけられているため、民設民営化後は、保育事業者による料金設定となります（料金は保育事業者に支払います）。</p>
<p>区立保育園から私立保育園に変わることで、帽子を買い替えるなど、新たな負担が生じますか。</p>	<p>先行事例では、保育事業者の公募要項において、民営化に伴う新たな購入品などについては新規入園者からを基本とする旨の遵守事項を設け、民営化に伴う在園保護者の負担軽減を図っています。</p>
<p>区立保育園と私立保育園で、区の財政負担がどれくらい違うのですか。</p>	<p>区立保育園の場合、施設の整備費、運営費ともに全額が区の負担となります。私立保育園の場合、国や都の補助金、負担金があり、区の負担は軽減されます。既に民営化した定員160人規模の保育園の例では、整備費は経費の9割以上に相当する5.5億円、年間運営費では、経費の6割以上に相当する2.3億円の財政負担が軽減された実績があります。</p>
<p>区立保育園は、今後、なくなってしまうのでしょうか。</p>	<p>「区立保育園の民営化に関する計画（令和3年度～11年度）素案（以降、「素案」とよびます。）」では、区立保育園は、今後の役割を果たしていくに当たり、適切な施設数を確保することとし、区内5つの各地区に2園を配置し、合計で10園存続することとしています。</p>

質 問	回 答
<p>素案にてでくる「地区」とは何ですか。</p>	<p>目黒区では、近隣社会のまとまりを保持することが可能な区域として、区立小学校の通学区域を基準とした住区という区域に分けています(区内22か所)。</p> <p>さらに、4つから5つの住区のまとまりで、日常生活が充足される共通の地域的性格を保持している地域を地区と定めています。区内には5つの地区(北部、東部、中央、南部、西部)があります)。</p> 
<p>園個別の民営化の具体的なスケジュールは、いつ、決まるのでしょうか。保護者への説明の場はあるのでしょうか。</p>	<p>素案では、各園の民営化のスケジュールの詳細は、遅くとも民営化実施の3年前には提示することとしており、保護者説明会を開催して保護者の皆様にお知らせいたします。</p>
<p>保育事業者の選定に保護者の意見を反映することはできますか。区の選定委員会のメンバーはどのような構成となるのでしょうか。</p>	<p>先行事例では、保育事業者公募の実施に当たり、あらかじめ保護者の皆様のご意見をいただいたうえで、公募要項を策定し、保育専門の学識経験者や園長経験者、経営に関する有識者などから構成された選定委員会で選定を行っています。</p>
<p>民営化により新規開設する私立保育園への在籍児童の引継ぎは、どのように行うのでしょうか。</p>	<p>先行事例では、在籍する児童を私立保育園へ円滑に引継ぐために、保護者承諾の上、児童それぞれの状況、アレルギー等、子どもの育ちを保育園がどう援助してきたのかを引継ぐことや、民営化の3か月前からは、週5日、民営化園の各担任予定者が区の保育士とともに合同保育を行うなどの取組を行っています。</p>